

第三号様式(指定整備記録簿)(第十条の二関係)

指定整備記録簿

○点検及び整備の概要等

--	--

○検査機器等による検査

制 動 力				前 照 灯		前部霧灯	警告器			
前 軸	前 右	N	軸重	左右差	取 付 高 さ	右	左	聴感・テスト デシベル		
	前 左	N	kg	N/kg					速度計の誤差	定常走行騒音
	後 右	N	軸重	左右差					+・-	聴感・テスト デシベル
	後 左	N	kg	N/kg						
後 軸	前 右	N	軸重	左右差	光 度	下	下	指示針の振れ 排気騒音 聴感・テスト デシベル		
	前 左	N	kg	N/kg					速度計の誤差	定常走行騒音
	後 右	N	軸重	左右差					+・-	聴感・テスト デシベル
	後 左	N	kg	N/kg						
計		N	車両重量			1:×100	1:×100	タイヤの振れ H C		
手動		N	kg			1:×100	1:×100	良・否 400・200・特殊		
走行テスト 等の方法と 結果					光 度	cd		cd	ppm	
						cd		cd	cd	cd
						cd		cd	cd	cd
						cd		cd	cd	cd

○目視等による検査

構造	目視等による検査	
①	最低地上高	☐
②	最大安定傾斜角度	☐
③	最小回転半径	☐
④	原動機及び動力伝達装置	☐
⑤	走行装置	☐
⑥	操縦装置	☐
⑦	制動装置	☐
⑧	緩衝装置	☐
⑨	燃料装置及び電気装置	☐
⑩	車枠及び車体	☐
⑪	連結装置	☐
⑫	乗車装置及び物品積載装置	☐
⑬	前面ガラスその他の窓ガラス	☐
⑭	騒音防止装置	☐
⑮	ばい煙等の発散防止装置	☐
⑯	灯火装置及び反射器	☐
⑰	警報装置	☐
⑱	指示装置	☐
⑲	視野を確保する装置	☐
⑳	走行距離計その他の計器	☐
㉑	防火装置	☐
㉒	内圧容器及びその附属装置	☐
㉓	その他	☐

○自動車検査証、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

自動車の種別	用途	車体の形状	車名	型式	乗車定員	最大積載量
普通・小型・軽・大特	自家用・事業用				人	kg
車両重量	車両総重量	原動機の種類	長さ	幅	高さ	燃料の種類
kg	kg		cm	cm	cm	ガソリン・軽油 LPG・その他

○依頼者の氏名等

受付年月日	年 月 日
依頼者の氏名 又は名称及び住所	

(備考)

(依頼者の依頼事項)

初度登録年月又は初度検査年月

年 月

検査の年月日

年 月 日

自動車検査員の氏名

保安基準適合証及び

保安基準適合証の番号

保安基準適合証の交付

有・無

限定保安基準適合証の番号

(日本工業規格A列3番)

備考

- 「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果(限定保安基準適合証を交付した場合にあつては、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分)、必要となつた整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。
 - 車台番号
 - 自動車登録番号又は車両番号
- 前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載すること。
- 一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。
- 「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄に記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「N/kg」の文字に代えて「%」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。
- 「目視等による検査」欄には、別表第二の構造に関する検査のうちロ、装置に関する検査(その2)及び装置に関する検査(その3)の項目についての検査結果を記載すること。